(目的)

第1条 この要綱は、船橋市町会、自治会等交付金交付規則(昭和54年規則第25号。以下「規則」 という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。
 - (1)世帯 生計を同じくする者の集団をいう。
 - (2) 構成員 町会、自治会等を構成する単位に応じ、世帯を単位として構成される場合の構成単位 となる世帯、個人を単位として構成される場合の構成単位となる個人をいう。
 - (3) 監事 地方自治法(以下「法」という。)第260条の2に規定する市長の認可を受けた町会、 自治会等においては法第260条の11に規定する者。認可を受けない町会、自治会等 においては法第260条の12の規定に類する職務を担う者をいう。
 - (4) 町会、自治会等の区域 次のアかイのいずれかをいう。
 - ア 町会、自治会等が自ら規約において区域として定めるもの
 - イ 構成員の分布、活動の実態等から構成員の多数に自らの町会、自治会等が存すると ころであると認識されている一定の範囲

(会員世帯の定義)

第3条 規則第3条に規定する「会員世帯」とは次の表に掲げる町会、自治会等の構成単位の区分に応じ、同表に定めるものをいい、その各々を1世帯とする。

ANTICKES OF CALL CALL CELETICE AND		
町会、自治会等の	会員世帯	
構成単位		
世帯	(1) 構成員	
	(2) 町会、自治会等の活動に参画し構成員と同等またはそれに準ずる扱	
	いをうけている区域内に存する事業所、店舗、各種法人等	
個人	(1)構成員の属する世帯	
	(2)世帯の項第2号に規定するもの	

(報告世帯数に関する監事の承認)

第4条 規則第4条第1項第1号に規定する「毎年度4月1日現在の町会、自治会等の会員世帯数を報告する書類」は次の表に掲げる町会、自治会等の区分に応じ、予め同表に定める者の確認を受けなければならない。

区分	確認者
監事をおく町会、自治会等	監事1名
監事をおかない町会、自治会等	当該町会・自治会等の代表者の業務執行の状況または会
	計を監査することを職務とする役員 1名

(区域図)

- 第5条 規則第4条第1項第2号に規定する「町会、自治会等の区域図」は次に掲げる要件を備えるものでなければならない。
 - (1) 町会、自治会等の区域が明示されていること

(2) 道路形状及び縮尺が正確であること

(決算報告書中の交付対象世帯数明示義務)

第6条 規則第7条に規定する「決算書」は、交付された交付金の対象となった会員世帯数を明示したものでなければならない。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条の規定は平成31年度以後に交付した交付金について適用し、平成30年度までに交付した交付金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。